

事務連絡
令和6年1月23日

関係団体 御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

被保険者資格の有効終了日等の表示について（オンライン資格確認）

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

医療現場でのオンライン資格確認に当たり、一部のレセプトコンピューターにおいて、オンライン資格確認等システムから資格確認結果が正しく返却されているにもかかわらず、医療機関・薬局（以下「医療機関等」という。）のレセプトコンピューターにおいて有効終了日が空欄であった、又は古い被保険者資格の有効終了日が表示されていたことにより、資格情報が古いと医療機関等が誤認し、患者に対し健康保険証の提示を求めたと考えられる事例が確認されております。

現在、被保険者証等の有効終了日については、オンライン資格確認等システムから返却される直近の資格が有効である場合、原則として、有効終了日は空欄で返却される仕様となっております。

今般、大手システム事業者15社及びJAHIS（一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会）に加盟しているシステム事業者各社に対して実施した調査において、オンライン資格確認等システムから被保険者証等の有効終了日が空欄で返却された際に、レセプトコンピューターに記録された古い資格情報の有効終了日を表示する仕様となっている場合、その旨を顧客である医療機関・薬局

に説明するよう要請しております。

オンライン資格確認の結果、資格が有効であり「有効終了日」欄が空欄で表示されても、保険証の提示を求める必要はなく、各医療機関・薬局におかれましては、こうした仕様についてご理解をいただくとともに、オンライン資格確認等システムの表示とレセプトコンピューターの画面表示が異なるなどの事象が生じている場合には、契約されているレセプトコンピューターのシステム事業者へご相談をお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市町村及び国民健康保険組合への周知をしていただけますと幸いです。